

内閣参質一七七第三二六号

平成二十三年七月十九日

内閣總理大臣菅直人

参議院議長西岡武夫殿

参議院議員上野通子君提出特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることのほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すことを目的としていることから、特別支援学校の教員については、特別支援学校の教員の免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員の免許状を有することが必要とされている。文部科学省では、「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」として、現職の特別支援学校の教員の専門性の向上を図るために研修を、平成二十三年度においては七大学に委託して実施しているところである。

また、小中学校等における特別支援教育の充実を図るために、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があると考えており、特別支援学校以外の学校の教員の普通免許状を取得する際に修得することが必要な科目に、「障害のある児童、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に関する事項を含めているほか、文部科学省から都道府県教育委員会等に対し、小中学校等において教員向けの特別支援

教育に関する研修を実施するよう指導しているところである。

現在、中央教育審議会において、特別支援教育や教員免許制度の在り方等について検討が行われているところ、文部科学省としては、これらの検討の結果を踏まえて、今後の特別支援教育や教員免許制度の在り方を検討してまいりたい。